

件名	愛媛県港湾管理条例の一部を改正する条例
主管課	港湾海岸課
根拠法令等	港湾法
<p>【改正の概要】</p> <p>令和元年度から三島川之江港で整備しているガントリークレーン及び令和2年度9月議会で議決された松山港外港地区のリーチスタッカーは、令和3年度当初からの供用を目指しているところであるが、使用料等については、現行の愛媛県港湾管理条例に規定していないため、同条例を一部改正する。</p> <p>【具体的事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○三島川之江港のガントリークレーンの使用料単価を21,604円/30分とする。 ○「ガントリークレーン」の欄を「松山港」と「三島川之江港」に区分する。 ○松山港外港地区のリーチスタッカーの使用料単価を8,326円/時間とする。 ○同条例に掲げる「フォークリフト」の文言を、広くリーチスタッカーも含む意味の「コンテナ用リフト」に変更する。 	
施行日	公布の日から起算して30日を経過した日
<p>【その他参考事項】</p>	